

ITI Section Japan

Certified Specialist for Implantology

(ITI 日本支部公認インプラントスペシャリスト)制度

ITI Section JapanはInternational Team for Implantology (ITI)の支部として1999年に組織化され、現在1,200名を超えるメンバーが在籍する世界第2位のSectionへと成長しました。

本制度は、Sectionの新たな取り組みとして、インプラント治療および関連組織再生に関わる広い学識と高度な専門的スキルを有する人材の養成を図り、医療の発展ならびに国民のQOLの改善に貢献することを目的とし2017年2月に発足し、2019年まで暫定期間を設けています。



ITIとは

International Team for Implantology (ITI)は、インプラント歯学および関連領域におけるあらゆる分野の専門家が結集した学術団体です。ITIは現在、世界27のSectionに17,000名を超えるメンバーが在籍し、ネットワーク形成と交流を積極的に促進しています。患者利益のために治療方法と結果を継続的に向上させることを目的として、ITIフェローとメンバーは自身が持つ研究と臨床に関する知識と専門性を、ミーティング/コース/コンgres等において常に共有し合っています。

ITI Section Japan Certified Specialist for Implantology

(ITI日本支部公認 インプラントスペシャリスト)の 概要について

本資格はITI Section JapanからITIフェロー及びメンバーに交付され、5年毎に更新が必要なSection独自の公認資格です。

本資格を取得希望される方は、Sectionウェブサイト上の規定等をお読みいただき、申請資格を満たしていることを確認の上、最新の申請書類にて申請してください。手続きの詳細は「申請の手引き」をご確認ください。



www.iti-japan.org/
specialist/

暫定期間の申請資格(2019年まで)

- 歯科医師または、医師の免許を有している。
- 2年(24か月)以上継続してITIメンバーとして在籍し、会費を納入している。
- 申請時に2017年1月以降に開催されるワールドシンポジウム、ナショナルコンGRESS、セクションミーティング、リージョナルスタディークラブミーティング、公認インプラントスペシャリスト教育講座のいずれかに1回以上参加していること。
- ITIフェロー2名の推薦が得られる。
- 申請前の2年間で補綴装置装着までを終えた30症例以上のインプラント治療を行っていること。ただし、インプラント埋入は申請前2年間であっても構わない。

※2020年以降は申請資格が追加されます。

公認までの流れ



申請受付期間

2017年	7月1日～31日、12月1日～31日
2018年	7月1日～31日、12月1日～31日
2019年以降	7月1日～31日

暫定期間の申請書類(2019年まで)

- 申請書 ■ 履歴書 ■ ITI フェロー推薦状 2通
- 申請料納入済領収書コピー ■ 歯科医師免許証コピー
- ITI メンバー履歴証明書(ご自身のITInet プロファイルページのコピー)
- ITI 学術大会(教育イベント)の名札または参加証明書のコピー
- 症例一覧

※2020年以降は追加書類が必要となります。

申請料

- 10,000円

審査結果

各申請受付終了日より2～3か月後にEメールで通知されます。

登録料

- 30,000円

登録・認定証発行

登録料納入後、認定証が発行されます。

※公認された方は、Sectionウェブサイトへ氏名等の掲載を予定しています。